

# 諫早市教育委員会議事録

令和2年第10回（9月定例）

# 令和2年第10回（9月定例）教育委員会

- 1 日 時 令和2年9月24日（木） 14時00分～16時00分
- 2 場 所 諫早市役所 8階 会議室8-3
- 3 出席者 教育長 西村 暢彦  
委 員 秀島 はるみ  
委 員 宮本 峻光  
委 員 原田 裕介  
委 員 山口 秀雄
- 4 会議に出席した事務局職員  
教育次長 高柳 浩二  
教育総務課長 田島 正孝  
学校教育課長 有谷 孝彦  
生涯学習課長 佐藤 小百合  
文化振興課長 諸岡 昌史
- 5 議題  
報告第19号 臨時代理の報告について（議会の議決を経る議案についての意見の申し出について（財産の取得について（教育用コンピュータ機器購入）））  
報告第20号 臨時代理の報告について（議会の議決を経る議案についての意見の申し出について（「令和2年度諫早市一般会計補正予算（第4号）」中、12款教育費））  
報告第21号 臨時代理の報告について（議会の議決を経る議案についての意見の申し出について（「令和元年度諫早市一般会計歳入歳出決算の認定について」中、12款教育費））  
報告第22号 臨時代理の報告について（諫早市公民館運営審議会委員の委嘱について）  
報告第23号 臨時代理の報告について（諫早市少年補導員の委嘱について）

## 議事録署名人の指名

秀島委員と宮本委員を議事録署名人に指名

## 議事の非公開

報告第22号及び報告第23号については人事案件であるため非公開

## 議事録の承認

令和2年第9回（8月定例）教育委員会の議事録について

質問・意見なし

原案どおり可決

## 教育長等の報告の要旨

### 《教育長の報告》

#### 1 令和2年9月定例市議会一般質問について

報告事項資料1ページ、一般質問整理表の1番、田中議員からは、GIGAスクールについての質問であり、端末機器の価格・台数・仕様、保管方法、それから校内LAN整備についてということで、現在の状況、今後の整備について伺うということであった。端末機器の取得については、財産の取得ということで今回の9月議会の議案にも上程しており、また、校内LAN整備についても補正予算で要求しているため、その説明を行うような答弁をしたところである。また、ICT支援員の配置について伺うといった質問についてだが、ICT支援員というのは、ICT教育をフォローする専門的な立場の者であり、本市においては、西諫早中学校に1名配置している。各小学校を定期的に巡回指導しており、授業のための指導を行ったり、機器の取り扱いの研修を行ったりしている。中学校には、要請があったところに行くということになる。これはなぜかということ、中学校には情報教育の専門である技術教員がいるためである。このICT支援員1名と学

校教育課の指導主事2名、そして、以前、情報システム課に在籍していた者で、システム関係に精通した者が1名いるため、現在この4名で対応しているところである。国の方針では、4校に1名程度のICT支援員を配置することが望ましいとなっており、それに基づくと本市は10名程度のICT支援員が必要となるが、現段階では、国からの財政措置が何もないという状態であるので、市長会及び都市教育長会を通じて、国に対して要望しているところである。

一般質問整理表の2番、松本議員からは、新型コロナウイルス感染症について、教育分野における課題と今後の取り組みについて何うということまで質問があった。本市の臨時休業が4月、5月を合わせて8日間と少なかったため、大きな影響を受けることもなく、当初の遅れを1学期中に取り戻せたこと、夏休み中に授業日を設定し、学習を先取りし、感染症流行の第2波、第3波への備えも行っていること等答弁した。

一般質問整理表の6番、北島議員からは、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る8月9日の登校日の中止についての質問であった。8月9日当日は、全ての学校において、平和祈念式典を視聴して黙祷を行う取り組みを行っており、感想文を書いたり、日記を書き留めたりして平和への思いを表現した旨答弁したところである。

一般質問整理表の7番、湯田議員からは、災害時の避難所開設において体育館等へのエアコン設置についての考え方を問われた。この質問についての答弁は、直接的には総務課であったが、教育長はどう思われるかとの質問があったため、学校教育という立場で考えるならば、使用頻度、エアコン設置に係る費用、体育館がエアコンを設置できる構造であるか等を検討したことがあるということをお話した上で、使用頻度については、夏場の時期は水泳指導が主であり、体育館を使用することが少ないことから、多額の費用をかけてエアコンを設置する必要はない旨答弁した。

一般質問整理表の8番、相浦議員からは、コロナ禍、令和3年の成人式の対応についての質問であった。開催予定場所の諫早文化会館大ホールだけでは密接・密集を回避できないため、大ホールに限らず、中ホールやホワイエ、展示ホール等全館を利用して開催する方法を検討している旨答弁した。

それから、2022年4月から成人年齢が18歳以上に引き下げられた後の成人式の対応についての質問があった。全国的な動きを見ても、受験や就職準備と重なることを考慮し、2022年度以降もこれまでどおり20歳を対象に式典を開催する予定である自治体が多い状況を説明し、今後他市の状況等を参考としながら検討していきたい旨答弁した。

一般質問整理表の14番、土井議員からは、学校教育についてということで、コロナ禍における学校行事、学習面の遅れ等についての質問であったが、土井議員の質問で、全体的に言えることは感染拡大警戒地域であった7都府県に係る危惧・懸念に基づくものであったため、本市の臨時休業が4月、5月を合わせて8

日間と少なかったという説明から初めて、学習の遅れを取り戻したこと、また、学習の先取りも行っていること等を説明し、本市においては何も心配する必要はない旨答弁した。また、修学旅行については、GOTOトラベル事業は活用できるのかとの質問に対しては、活用できるが、地域共通クーポンの取り扱いが、はっきりと示されていないため、今後も情報収集に努めていくと、また、キャンセル料については、新型コロナウイルス感染症に係る理由で、市や学校が中止を判断したことで発生する場合等においては、保護者に負担をかけないように、市で対応すると答弁した。

次に、中学校への携帯電話の持ち込みについてという質問だが、文部科学省は、これまでどおり原則持ち込み禁止とし、個別の状況に応じて、やむを得ない場合は例外的に認める。または、一定の条件を満たした上で学校又は教育委員会を単位として持ち込みを認めると通知しているもので、県内においては、どこも携帯電話の持ち込みを容認している学校はなく、また、本市の中学生における携帯電話の普及率についても、全国と比較して低いことから、現在は考えていないと答弁した。

一般質問整理表の15番、坂口議員からは、令和2年7月豪雨時、大雨に伴う小中学校の緊急一斉下校や臨時休校が実施され、その連絡がスクールネットを通じてなされたが、メールの未到達、到達の遅れが生じるなど不備が指摘されている。諫早市スクールネットの不備について、原因、対応策を問うとの質問があった。遅延の原因について、保守業者に調べていただいたところ、市から発信したのものについては、全て正常に作動しているとのことであったため、携帯電話会社、送信先のサーバー等に何らかの影響があったのではないかと考えられる。しかしながら、メール配信の遅延は事実であるため、今後は、電話連絡やホームページ掲載等、複数の情報連絡手段を活用し、確実に全世帯へ連絡を届けるよう改めて指示を行い、また、市の防災メールの活用、災害時にメール混雑の影響を受けることなく配信できるメール配信サービスアプリもあるため、その活用も含めて、スクールネットメール配信と併せて、どのような手段が有効か研究していきたいと答弁した。

一般質問整理表の16番、西田議員からの、臨時休校に伴う準要保護世帯の児童生徒に給食費相当を支給するなど経済的支援を提案し見解を求めるとの質問に対しては、就学援助を行う費用のうち、学校給食費は保護者が負担すべき実食分給食費を援助しているものであるため、家庭での昼食代の援助は想定していない旨答弁した。

一般質問整理表の18番、福田議員からは、新型コロナウイルスの流行の影響について、小中学校で実施されている児童生徒及び教職員の健康診断の実施状況はどうなっているかとの質問があった。学校における健康診断については、学校教育法で規定されているため、すでに完了している学校もあれば、延期になっている学校もあるが、今年度中に全ての学校で完了予定であると答弁した。

一般質問整理表の21番、北坂議員からは、現在の小・中学校のトイレが1,989基、うち洋式が739基、洋式化率37.2%となっているようだが、和式トイレを洋式トイレに改良（改修）する計画はないのかという質問と、校舎の女子トイレについて、学校によっては入口正面から奥まで見える構造のため、目隠し等の配慮が必要かと思われるがどのように考えているのかとの質問があった。トイレの洋式化の質問に対しては、現在、トイレ洋式化改修工事に向けて実施設計業務を行っており、学校施設整備の全体計画の中で、来年度から5か年間で国の補助事業を活用しながら、各学校のトイレを改修していく予定であり、トイレの洋式化率については、現在の37.2%から60%以上を目標として改修を行い、引き続き快適な環境づくりに努めていくと答弁した。また、女子トイレの目隠し等については、これまでもプライバシーを考慮すべきものと認識し、のれんを設置するなどの対応を行ってきたところであるが、改めて学校に周知を行い、適切な対応に努めていくと答弁した。

一般質問整理表の22番、津田議員からは、コロナ禍において、例年通り成人式を開催するのか。また、開催するのであれば、どのような方法（形）で開催するのかといった質問と、合併前の各支所管内で分散して行っはどうかという提案をいただいた。質問に対しては、相浦議員と同内容の回答であったため省略するが、分散方式での成人式の開催については、どれだけの人数で運営するかという問題、また、当日記念品を配付するのだが、現在住民票が市外にある者については、どこの会場で参加するか予測がつかないため記念品が配付しづらいこと、一番問題なのは、分散方式でやるということは、旧市町の中学校を卒業した市町での会場に参加するということになるが、中学校卒業後に本市に住んでいるひとたちが参加する会場の設定が難しいということ。そういった、いくつかの問題があるため分散方式は難しいと答弁したところである。

#### 《教育長の報告に対する質問・意見》

[委員]

北坂議員のトイレの目隠しに関する質問について、欧米では、防犯上外から見えやすくなっているとか、トイレの扉の足元は何センチ以上開けているとか、そういう風に普及していると思うが、日本では今後どうなっていくのであろうか。

[教育長]

30年くらい前、中学校がひどく荒れていた時期があった。その頃は、トイレがいじめの場所になる可能性もあり、トイレは奥まで見えていたほうがいいと言われていた。今後いろいろな問題が出てくれば、またそのとき考えなければいけない。

## 《教育次長の報告》

### 1 令和元年度一般会計歳出決算状況について

教育次長の報告1ページ、これは、令和元年度一般会計の歳出決算状況の総括表である。決算状況については、毎年、9月市議会で審査を受け、認定を受けるといった流れになっている。令和元年度の決算議案については、明日の本会議で追加議案として上程されることになるが、教育委員の皆様には、本日、教育費についてのみ、あらかじめご説明をさせていただく。詳細については後ほど、臨時代理の報告として各関係課長から説明があるため、私のほうからは、全体額の説明ということで、ご了承いただきたい。

それでは、1ページの下から4行目、教育費と記載されている箇所をご覧ください。令和元年度の決算額44億6,357万2千円ということで、その右隣り平成30年度決算額29億5,283万6千円に対して15億1,073万6千円、率にして51.2%の大幅増となっている。表の一番下の額が一般会計の合計額となっているが、合計額では約2億円、率にして0.3%の減となっている。13款の災害復旧費を除くと、教育費は他の費目と比較した場合、突出して大幅な増となっている。ただ、ご承知のとおり、令和元年度は市立小中学校へのエアコン設置を実施しており、その工事費が約15億8,400万円であったため、その工事費がそのまま増の要因となっており、教育費のその他の歳出については、例年とほぼ変わらないといった状態である。今年度についてもGIGAスクール整備に係る費用が約10億円程度であるため、令和2年度決算についても、例年と比較して、この費用分が増となると考えられる。

### 2 令和元年度諫早市奨学金貸付基金の運用状況について

教育次長の報告2ページ、これは、令和元年度諫早市奨学金貸付基金の運用状況である。こちらについても、明日の本会議で報告する案件である。諫早市では、向学心があるにもかかわらず、経済的理由により高校等への就学が困難な者に対し、奨学金を無利子で貸し付け、教育の機会均等と有為な人材を育成するという目的で基金を設置している。対象としては、諫早市内に住所を有する者の子であって、高校、大学、専修学校に在学する者、奨学金の金額としては、高校が1万円若しくは2万円、大学は1万円、2万円、3万円の中からの選択制となっており、卒業後、償還いただくということになっている。この基金の運用状況については、地方自治法の規定により議会への報告義務となっていることから、冒頭申し上げたとおり、明日の本会議で報告するものである。

まず、2ページ一番上の「1 総括表」であるが、これは、令和元年度中の奨学金貸付基金の増減を表わしたものである。「決算年度中増減高」の合計欄に100万円という金額が入っているが、これは、5年くらい前から毎年100万円ずつこの基金に寄付をいただいているものである。この寄付が要因となって、「決算年度末現在高」が「前年度末現在高」と比較して100万円の増、

4億9,900万円となっているものである。

次に「2 債権(貸付金・その他債権)」であるが、これは「1 総括表」の「貸付金」に関する説明であり、一番左の欄「債権金額」は、令和元年度当初に本市が保有している債権額、つまり、奨学金の貸付金額のことである。「新規債権金額」は、令和元年度中新たに貸し付けをした金額、「償還額」は、奨学金が償還されたことによって減となった債権額のこと、これらを増減させたものが、一番右の欄「決算年度末現在高」であり、令和元年度末の「決算年度末現在高」は3億812万700円となっている。

一番下の「3 現金」の表は、「1 総括表」の「現金」に関する説明となっている。収入としては、「前年度繰越金」に償還された「償還元金」、寄附をいただいた分の「一般会計繰入金」、基金は銀行口座で管理しているため、その預金利子が「運用益金(預金利子)」となっており、これらの合計で2億2,478万886円となっている。支出としては、元年度中の「貸付金」、基金から生じた預金利子については一般会計に繰り出しをしなければならないと法律で定められていることから「一般会計繰出金(運用益金)」として支出し、合計で3,390万1,586円の支出となり、収入から支出を差し引いたものが、1億9,087万9300円となっている。

次ページ「4 原資」については、いただいた100万円の寄付金を一般会計から繰り出して基金に積み立てたことを表わしているものである。

「5 貸付及び償還状況」については、「貸付対象人員」、「貸付額」、「償還対象人員」、「償還額」等を記載している。「貸付対象人員」は105人、うち令和元年度中の新規貸付人員は23人、「償還対象人員」は392人、うち「償還猶予人員」が35人、「未償還人員」が274人となっている。「貸付額」は3,390万円、「償還額」は5,086万100円となっている。「償還猶予人員」とは、例えば高校から大学へ進まれる方、大学から大学院へ進まれる方はまだ就職していないため、償還を猶予しているといったものである。そういった方が35人いらっしゃる状況である。下の表の「貸付額」は、奨学金貸付基金の規則に従い、7月、8月及び12月に銀行へ振り込んでいる状態を示している。また「償還額」は、月賦、年賦、半年賦の中から償還者に選択していただき、償還いただいた状況を示したものである。

「6 運用益金」と「7 運用益金の処理」については、その内容を記したものである。

#### 《教育次長の報告に対する質問・意見》

[委員]

償還対象となっていながら不当に償還をしていない者、また、猶予願いを出さずに償還していない者はいないか。



[教育次長]

通常、地方自治体の会計処理には出納閉鎖期間というものがあり、4月、5月に入金があったものは、当年度中に入ってきたものとして取り扱うことができるのだが、基金については、この出納閉鎖期間というものが設けられていないため、4月1日から3月31日までの期間で決算をしなければならないこととなっている。先ほど未償還人員が274人と申し上げたが、このうち164人は3月31日の口座引き落としを利用されている。しかし、市の口座には当日中ではなく、4月に入ってから入金されるため、「未償還人員」にカウントされているものである。それを考慮すると、実際の「未償還人員」は110人であり、更に、この110人のうち、令和元年度分のみ償還が遅れ気味であるという方が46人、それ以前の年度分が未納であるという方が64人である。そのため、未償還人数は274人となっているが、実質、償還が滞っている人数は64人であるということになる。

市としても、償還が滞っている方に対しては、督促状、催告状、電話連絡等により償還を促しているが、仕事がないなど、経済的な理由で償還が難しい方がほとんどで、そのような方には、分割償還等の提案をし、また、連帯保証人の方にも償還についてのお願い・ご相談を差し上げている状況であり、今後も粘り強く折衝することが必要であると考えている。償還能力がありながら償還をしないという方はいらっしゃらないと考えている。

[委員]

今も少しずつ出てきていると思われるが、新型コロナウイルス感染症の影響で、企業、会社が廃業・倒産となったとき、そういうところに勤めていた者に対する償還猶予制度というものはあるのか。

[教育次長]

従来、猶予というものは相当な理由が必要であったが、新型コロナウイルス感染症の影響は世界的なものであるため、今回、猶予ができるということ、市報、ホームページ等でお知らせし、猶予制度の利用について呼びかけを行っている。現在、新型コロナウイルス感染症の影響を理由に猶予されている方は1名である。

[委員]

猶予制度を利用する条件、基準というものはあるのか。

[教育次長]

条例にも規定されているが、災害、病気その他償還が困難であると認められる特別の理由があるときとなっている。

[委員]

寄附をされる方は毎年同じ方からか。

[教育次長]

同じ方である。県外にお住まいではあるが、諫早市に縁がある方である。100万円以上の寄附は、本市の表彰規定にも該当するため、毎年表彰の候補に挙がっており、5年間のうち2年は表彰を辞退されたが、令和元年度は受けていただいた。

《議 事》

- 1 報告第19号 臨時代理の報告について（議会の議決を経る議案についての意見の申し出について（財産の取得について（教育用コンピュータ機器購入）））

学校教育課長 説明

[委員]

今回取得される端末機について、予備は含まれているのか。

[学校教育課長]

含まれている。予備の端末機としては124台である。

[委員]

予備の端末機の管理は学校ごとに行うのか。それとも市で一括して行うのか。

[学校教育課長]

市で一括して管理する。

了承

- 2 報告第20号 臨時代理の報告について（議会の議決を経る議案についての意見の申し出について（「令和2年度諫早市一般会計補正予算（第4号）」中、12款教育費））

学校教育課長、文化振興課長の順に説明

了承

- 3 報告第21号 臨時代理の報告について（議会の議決を経る議案についての意見の申し出について（「令和元年度諫早市一般会計歳入歳出決算の認定について」中、12款教育費））

教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、文化振興課長の順に説明

[委員]

議題資料25ページ、5目の「学校文化振興費」は執行率が低かったようだが、その理由は。

[学校教育課長]

「浜教育文化事業」において、受賞者数が見込みより少なかったことと、表彰に係る楯を見込みより低い価格で購入できたことが理由である。

[委員]

受賞者数が見込みより少なかったということは、低調だったということにつながるのか。

[学校教育課長]

受賞者見込み数は、予算上、不足が発生しないように計上しているため、一概に受賞者が減少したということではない。

[教育総務課長]

「主要施策の成果説明書」の6ページをご覧ください。ここに、「浜教育文化事業」と「八江学芸振興事業」の予算額と決算額が記載してある。「浜教育文化事業」は、予算額201万6千円に対し、決算額154万2千円となっており、執行残が約50万円となっている。議題資料25ページの決算書を見ると、8節「報償費」の執行残が約60万円程度であるので、この部分が受賞者見込数との差であると考えられる。また、「八江学芸振興事業」については予算額189万4千円に対し、決算額116万4千円となっており、約70万円の執行残となっているが、これの主なもの、決算書の14節「使用料及び賃借料」の会場、バス等の借上料の執行残に当たるのではないかと考えられる。

「主要施策の成果説明書」には平成29年度、30年度の過年度分の決算額も記載されているのでご覧いただきたいが、例年それほど大きな増減はないことがお分かりいただけると思う。令和元年度決算額は、平成30年度決算額と比較し、微増であるが、例年並みであると言える。

[委員]

議題資料27ページ、3目の「修習館費」は執行率が高く、流用して修繕を行ったということだが、流用の際は特に支障はなかったのか。

[生涯学習課長]

修繕の内容としては排水管の詰まり、風呂場の蛇口の不具合等安全にかかわるものであり、緊急性が高いものであったため流用により対応した。なお、流用元は「社会教育施設費」の執行残であったため、支障はなかった。

[委員]

「主要施策の成果説明書」の4ページ「少年相談指導事業」について、適応指導教室児童生徒数30人に対して高校進学が12人とある。これは効果があったと見られるのか、それとも総数の半分に満たない、たったの12人と見るのか。どう評価するのか。

[生涯学習課長]

ふれあい学級に来る生徒に対しては、職員2人、専門の指導員5人で細かい指導を行っている。数字で見ると、半分に満たない12人となってしまいが、令和元年度は中学3年生が多く、その全員が高校等へ進学できたということは、大きな成果だと言える。

[委員]

なかなか成果が見えにくい事業で大変だとは思いますが、これは大きな成果であるということを、もっと強調してもよいのではないかと思います。

了承

《非公開議事》

- 1 報告第22号 臨時代理の報告について（諫早市公民館運営審議会委員の委嘱について）

生涯学習課長 説明

削除

了承

- 2 報告第23号 臨時代理の報告について（諫早市少年補導員の委嘱について）

生涯学習課長 説明

削除

了承

## その他

教育総務課長

定例教育委員会の日程について説明

16時00分閉会